

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和7年度)	現 行 (令和6年度)	改 定 理 由
第1章 総 則	第1章 総 則	
第1節 総 則	第1節 総 則	
1-1-1 適 用	1-1-1 適 用	
2. 工事仕様書の適用 受注者は、工事仕様書の適用にあたっては、「北海道開発局請負工事監督規程（以下「監督規程」という。）」及び「北海道開発局請負工事検査規程（以下「検査規程」という。）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、予算決算及び会計令（令和6年9月改正政令第289号）（以下「予決令」という。）第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。	2. 工事仕様書の適用 受注者は、工事仕様書の適用にあたっては、「北海道開発局請負工事監督規程（以下「監督規程」という。）」及び「北海道開発局請負工事検査規程（以下「検査規程」という。）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、予算決算及び会計令（令和5年6月改正政令第222号）（以下「予決令」という。）第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。	関係法令等の改正に伴う 改定
1-1-13 調査・試験に対する協力	1-1-13 調査・試験に対する協力	
5. 低入札価格調査 (2)第1章 1-1-4 に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。	5. 低入札価格調査 (2)第1章 1-1-1-4 に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。	誤記修正
1-1-32 環境対策	1-1-32 環境対策	
6. 排出ガス対策型建設機械 受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和6年4月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第3号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号の口に定める表示が付された特定特殊自動車または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という）を使用しなければならない。	6. 排出ガス対策型建設機械 受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和元年6月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号の口に定める表示が付された特定特殊自動車または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という）を使用しなければならない。	関係法令等の改正に伴う 改定
1-1-34 交通安全管理	1-1-34 交通安全管理	
5. 交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和6年7月改正内閣府・国土交通省令第4号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場	5. 交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和5年3月改正内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場	関係法令等の改正に伴う 改定

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和7年度)	現 行 (令和6年度)	改 定 理 由																																																																								
<p>における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>14. 通行許可等</p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可または、道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和6年9月改正政令第272号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和5年6月改正法律第56号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>1-1-36 諸法令の遵守</p> <p>1. 諸法令の遵守</p> <p>受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。</p> <p>なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 30%;">(4) 労働基準法</td><td style="width: 70%;">(令和6年5月改正 法律第42号)</td></tr> <tr><td>(8) 雇用保険法</td><td>(令和6年6月改正 法律第47号)</td></tr> <tr><td>(10) 健康保険法</td><td>(令和6年6月改正 法律第47号)</td></tr> <tr><td>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律</td><td>(令和6年5月改正 法律第26号)</td></tr> <tr><td>(13) 出入国管理及び難民認定法</td><td>(令和5年12月改正 法律第84号)</td></tr> <tr><td>(14) 道路法</td><td>(令和5年5月改正 法律第34号)</td></tr> <tr><td>(15) 道路交通法</td><td>(令和5年6月改正 法律第56号)</td></tr> <tr><td>(17) 道路運送車両法</td><td>(令和5年6月改正 法律第63号)</td></tr> <tr><td>(19) 地すべり等防止法</td><td>(令和5年5月改正 法律第34号)</td></tr> <tr><td>(20) 河川法</td><td>(令和5年5月改正 法律第34号)</td></tr> <tr><td>(21) 海岸法</td><td>(令和5年5月改正 法律第34号)</td></tr> <tr><td>(24) 漁港及び漁場の整備等に関する法律</td><td>(令和5年5月改正 法律第34号)</td></tr> <tr><td>(26) 航空法</td><td>(令和5年6月改正 法律第63号)</td></tr> <tr><td>(29) 森林法</td><td>(令和5年6月改正 法律第63号)</td></tr> <tr><td>(39) 砂利採取法</td><td>(令和5年6月改正 法律第63号)</td></tr> <tr><td>(42) 測量法</td><td>(令和6年6月改正 法律第54号)</td></tr> <tr><td>(43) 建築基準法</td><td>(令和6年6月改正 法律第53号)</td></tr> <tr><td>(44) 都市公園法</td><td>(令和6年5月改正 法律第40号)</td></tr> </table>	(4) 労働基準法	(令和6年5月改正 法律第42号)	(8) 雇用保険法	(令和6年6月改正 法律第47号)	(10) 健康保険法	(令和6年6月改正 法律第47号)	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(令和6年5月改正 法律第26号)	(13) 出入国管理及び難民認定法	(令和5年12月改正 法律第84号)	(14) 道路法	(令和5年5月改正 法律第34号)	(15) 道路交通法	(令和5年6月改正 法律第56号)	(17) 道路運送車両法	(令和5年6月改正 法律第63号)	(19) 地すべり等防止法	(令和5年5月改正 法律第34号)	(20) 河川法	(令和5年5月改正 法律第34号)	(21) 海岸法	(令和5年5月改正 法律第34号)	(24) 漁港及び漁場の整備等に関する法律	(令和5年5月改正 法律第34号)	(26) 航空法	(令和5年6月改正 法律第63号)	(29) 森林法	(令和5年6月改正 法律第63号)	(39) 砂利採取法	(令和5年6月改正 法律第63号)	(42) 測量法	(令和6年6月改正 法律第54号)	(43) 建築基準法	(令和6年6月改正 法律第53号)	(44) 都市公園法	(令和6年5月改正 法律第40号)	<p>における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>14. 通行許可等</p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可または、道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和5年3月改正政令第54号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和5年5月改正法律第19号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>1-1-36 諸法令の遵守</p> <p>1. 諸法令の遵守</p> <p>受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。</p> <p>なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 30%;">(4) 労働基準法</td><td style="width: 70%;">(令和2年3月改正 法律第14号)</td></tr> <tr><td>(8) 雇用保険法</td><td>(令和4年6月改正 法律第12号)</td></tr> <tr><td>(10) 健康保険法</td><td>(令和5年5月改正 法律第31号)</td></tr> <tr><td>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律</td><td>(令和4年3月改正 法律第12号)</td></tr> <tr><td>(13) 出入国管理及び難民認定法</td><td>(令和4年12月改正 法律第97号)</td></tr> <tr><td>(14) 道路法</td><td>(令和3年3月改正 法律第49号)</td></tr> <tr><td>(15) 道路交通法</td><td>(令和5年5月改正 法律第19号)</td></tr> <tr><td>(17) 道路運送車両法</td><td>(令和4年3月改正 法律第4号)</td></tr> <tr><td>(19) 地すべり等防止法</td><td>(平成29年6月改正 法律第45号)</td></tr> <tr><td>(20) 河川法</td><td>(令和3年5月改正 法律第31号)</td></tr> <tr><td>(21) 海岸法</td><td>(令和4年3月改正 法律第7号)</td></tr> <tr><td>(24) 漁港漁場整備法</td><td>(令和4年5月改正 法律第44号)</td></tr> <tr><td>(26) 航空法</td><td>(令和4年6月改正 法律第62号)</td></tr> <tr><td>(29) 森林法</td><td>(令和2年6月改正 法律第41号)</td></tr> <tr><td>(39) 砂利採取法</td><td>(平成27年6月改正 法律第50号)</td></tr> <tr><td>(42) 測量法</td><td>(令和元年6月改正 法律第37号)</td></tr> <tr><td>(43) 建築基準法</td><td>(令和5年6月改正 法律第58号)</td></tr> <tr><td>(44) 都市公園法</td><td>(平成29年5月改正 法律第26号)</td></tr> </table>	(4) 労働基準法	(令和2年3月改正 法律第14号)	(8) 雇用保険法	(令和4年6月改正 法律第12号)	(10) 健康保険法	(令和5年5月改正 法律第31号)	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(令和4年3月改正 法律第12号)	(13) 出入国管理及び難民認定法	(令和4年12月改正 法律第97号)	(14) 道路法	(令和3年3月改正 法律第49号)	(15) 道路交通法	(令和5年5月改正 法律第19号)	(17) 道路運送車両法	(令和4年3月改正 法律第4号)	(19) 地すべり等防止法	(平成29年6月改正 法律第45号)	(20) 河川法	(令和3年5月改正 法律第31号)	(21) 海岸法	(令和4年3月改正 法律第7号)	(24) 漁港漁場整備法	(令和4年5月改正 法律第44号)	(26) 航空法	(令和4年6月改正 法律第62号)	(29) 森林法	(令和2年6月改正 法律第41号)	(39) 砂利採取法	(平成27年6月改正 法律第50号)	(42) 測量法	(令和元年6月改正 法律第37号)	(43) 建築基準法	(令和5年6月改正 法律第58号)	(44) 都市公園法	(平成29年5月改正 法律第26号)	<p>関係法令等の改正に伴う改定</p> <p>関係法令等の改正に伴う改定</p>
(4) 労働基準法	(令和6年5月改正 法律第42号)																																																																									
(8) 雇用保険法	(令和6年6月改正 法律第47号)																																																																									
(10) 健康保険法	(令和6年6月改正 法律第47号)																																																																									
(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(令和6年5月改正 法律第26号)																																																																									
(13) 出入国管理及び難民認定法	(令和5年12月改正 法律第84号)																																																																									
(14) 道路法	(令和5年5月改正 法律第34号)																																																																									
(15) 道路交通法	(令和5年6月改正 法律第56号)																																																																									
(17) 道路運送車両法	(令和5年6月改正 法律第63号)																																																																									
(19) 地すべり等防止法	(令和5年5月改正 法律第34号)																																																																									
(20) 河川法	(令和5年5月改正 法律第34号)																																																																									
(21) 海岸法	(令和5年5月改正 法律第34号)																																																																									
(24) 漁港及び漁場の整備等に関する法律	(令和5年5月改正 法律第34号)																																																																									
(26) 航空法	(令和5年6月改正 法律第63号)																																																																									
(29) 森林法	(令和5年6月改正 法律第63号)																																																																									
(39) 砂利採取法	(令和5年6月改正 法律第63号)																																																																									
(42) 測量法	(令和6年6月改正 法律第54号)																																																																									
(43) 建築基準法	(令和6年6月改正 法律第53号)																																																																									
(44) 都市公園法	(令和6年5月改正 法律第40号)																																																																									
(4) 労働基準法	(令和2年3月改正 法律第14号)																																																																									
(8) 雇用保険法	(令和4年6月改正 法律第12号)																																																																									
(10) 健康保険法	(令和5年5月改正 法律第31号)																																																																									
(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(令和4年3月改正 法律第12号)																																																																									
(13) 出入国管理及び難民認定法	(令和4年12月改正 法律第97号)																																																																									
(14) 道路法	(令和3年3月改正 法律第49号)																																																																									
(15) 道路交通法	(令和5年5月改正 法律第19号)																																																																									
(17) 道路運送車両法	(令和4年3月改正 法律第4号)																																																																									
(19) 地すべり等防止法	(平成29年6月改正 法律第45号)																																																																									
(20) 河川法	(令和3年5月改正 法律第31号)																																																																									
(21) 海岸法	(令和4年3月改正 法律第7号)																																																																									
(24) 漁港漁場整備法	(令和4年5月改正 法律第44号)																																																																									
(26) 航空法	(令和4年6月改正 法律第62号)																																																																									
(29) 森林法	(令和2年6月改正 法律第41号)																																																																									
(39) 砂利採取法	(平成27年6月改正 法律第50号)																																																																									
(42) 測量法	(令和元年6月改正 法律第37号)																																																																									
(43) 建築基準法	(令和5年6月改正 法律第58号)																																																																									
(44) 都市公園法	(平成29年5月改正 法律第26号)																																																																									

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和7年度)	現 行 (令和6年度)	改 定 理 由
<p>(48)海上交通安全法 (令和5年5月改正 法律第34号)</p> <p>(51)船員法 (令和6年5月改正 法律第42号)</p> <p>(52)船舶職員及び小型船舶操縦者法 (令和5年5月改正 法律第24号)</p> <p>(56)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和6年6月改正 法律第54号)</p> <p>(63)厚生年金保険法 (令和6年6月改正 法律第47号)</p> <p>(68)所得税法 (令和6年5月改正 法律第26号)</p> <p>(70)船員保険法 (令和6年6月改正 法律第47号)</p> <p>(71)著作権法 (令和6年6月改正 法律第55号)</p> <p>(72)電波法 (令和5年12月改正 法律第87号)</p> <p>(74)労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和6年6月改正 法律第47号)</p> <p>(78)公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和6年6月改正 法律第54号)</p> <p>(79)警備業法 (令和5年6月改正 法律第63号)</p> <p>(81)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和6年6月改正 法律第53号)</p>	<p>(48)海上交通安全法 (令和3年6月改正 法律第53号)</p> <p>(51)船員法 (令和3年6月改正 法律第75号)</p> <p>(52)船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成30年6月改正 法律第59号)</p> <p>(56)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和3年5月改正 法律第37号)</p> <p>(63)厚生年金保険法 (令和5年3月改正 法律第3号)</p> <p>(68)所得税法 (令和5年6月改正 法律第44号)</p> <p>(70)船員保険法 (令和5年5月改正 法律第31号)</p> <p>(71)著作権法 (令和3年6月改正 法律第52号)</p> <p>(72)電波法 (令和4年12月改正 法律第93号)</p> <p>(74)労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和4年3月改正 法律第12号)</p> <p>(78)公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和元年6月改正 法律第35号)</p> <p>(79)警備業法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(81)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和5年6月改正 法律第58号)</p>	
<p>1-1-41 特許権等</p> <p>3. 著作権法に規定される著作物</p> <p>発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(令和6年6月改正 法律第55号第2条第1項第1号)に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属しなければならない。</p> <p>なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。</p>	<p>1-1-41 特許権等</p> <p>3. 著作権法に規定される著作物</p> <p>発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(平成30年7月改正 法律第72号第2条第1項第1号)に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属しなければならない。</p> <p>なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。</p>	関係法令等の改正に伴う改定
<p>1-1-54 グリーン購入法に基づく特定調達品目調達実績集計調査について 開発局独自</p> <p>設計図書に定めがあるものについて、これ以上に特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後(工期が当該年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで)に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。震災の影響によりやむを得ず類似品を使用した場合は、【別紙】記入例に基づきそれらを区分して記載すること。</p>	<p>1-1-54 グリーン購入法に基づく特定調達品目調達実績集計調査について 開発局独自</p> <p>設計図書に定めがあるものについて、これ以上に特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後(工期が当該年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで)に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。</p>	道路・河川工事仕様書と整合させ農業土木工事特記仕様書から移行

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和7年度)	現 行 (令和6年度)	改 定 理 由
<p>1-1-70 デジタル工事写真の黒板情報電子化について 開発局独自</p> <p>1. 対象機器の導入</p> <p>なお、使用機器の事例として「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/pdf/softwarerelation202104.pdf)を参照すること。</p> <p>4. 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品</p> <p>※チェックシステム(信憑性チェックツール)のURL</p> <p>https://www.jcomsia.org/kokuban</p> <p>1-1-75 工事円滑化会議の実施について</p> <p>掲載場所については、下記に示す北海道開発局ホームページを参照すること。</p> <p>(1)～(4):「https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/gijyutu/ud49g7000000gacn.html」</p> <p>(5):「https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/ud49g700000012w9.html」</p> <p>1-1-76 設計変更確認会議の実施について</p> <p>5. 会議にあたっては、以下を基本とする。</p> <p>(3)設計変更事例集</p> <p>掲載場所については、下記に示す北海道開発局ホームページを参照すること。</p> <p>(https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/gijyutu/ud49g7000000gacn.html)</p> <p>1-1-81 熱中症対策に資する現場管理費の補正について</p> <p>1. 熱中症対策に資する現場管理費の補正は、主たる工種が屋外作業となる工事が対象である。</p> <p>2. 受注者は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の希望がある場合、工事着手前に発注者に対して熱中症対策に資する気温計測に取り組む旨の協議を行い、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法について協議が整った場合に取り組みを行うことができる。</p> <p>3. 真夏日とは、日最高気温が30度以上または、暑さ指数(WBGT)25度以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上または、暑さ指数(WBGT)25度以上の場合とする。</p> <p>4. 工期は、工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、年末年始6日間、夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。</p> <p>5. 真夏日率は、以下の式により算出された率をいう。</p> $\text{真夏日率} = \frac{\text{工期期間中の真夏日}}{\text{工期}}$ <p>6. 計測方法</p> <p>施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または、環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表とす</p>	<p>1-1-69 デジタル工事写真の黒板情報電子化について 開発局独自</p> <p>1. 対象機器の導入</p> <p>なお、使用機器の事例として「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)を参照すること。</p> <p>4. 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品</p> <p>※チェックシステム(信憑性チェックツール)のURL</p> <p>http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html</p> <p>1-1-74 工事円滑化会議の実施について</p> <p>掲載場所については、下記に示す北海道開発局ホームページを参照すること。</p> <p>(1)～(4):「http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyoku/kouji/gaido.html」</p> <p>(5):「http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyoku/kouji/kouji5.html」</p> <p>1-1-75 設計変更確認会議の実施について</p> <p>5. 会議にあたっては、以下を基本とする。</p> <p>(3)設計変更事例集</p> <p>掲載場所については、下記に示す北海道開発局ホームページを参照すること。</p> <p>(http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyoku/kouji/gaido.html)</p> <p>[新設]</p>	<p>参照URLの修正</p> <p>参照URLの修正</p> <p>参照URLの修正</p> <p>参照URLの修正</p> <p>参照URLの修正</p> <p>農業土木工事特記仕様書から移行</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和7年度)	現 行 (令和6年度)	改 定 理 由
<p>る1地点で気象庁の気温観測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。 なお、計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。</p> <p>7. 積算方法等</p> <p>受注者より提出された計測結果の資料をもとに真夏日率を算出し現場管理費率に加算するものとする。</p> <p>(1)補正方法</p> <p>現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費に加算する。 なお、補正は変更契約において行うものとする。</p> <p>補正値(%) = 真夏日率 × 補正係数※</p> <p>※補正係数：1.2</p> <p>(2)現場管理費</p> <p>対象純工事費 × ((現場管理費率 × 補正係数) + 補正値)</p> <p>なお、「積算寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においても最高2%とする</p> <p>8. 積算方法等</p> <p>熱中症対策に資する現場管理費の補正の確認方法は、次によるものとする。</p> <p>1)受注者は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の計画書を作成し発注者へ提出する。 2)受注者は、計測結果を定期的に発注者へ報告する。 3)報告の様式及び時期は、受注者と発注者と協議して定める。</p> <p>9. 熱中症対策に資する現場管理費の補正について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。</p> <p>10. 熱中症対策に資する現場管理費の補正について、発注者又は第三者によるアンケート調査が行われる場合には受注者は協力するものとする。</p> <p>1-1-82 現場環境改善（快適トイレの試行）について</p> <p>1. 内容</p> <p>受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>【快適トイレに求める機能】</p> <p>(1) 洋式（洋風）便器 (2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む） (3) 臭い逆流防止機能 (4) 容易に開かない施錠機能 (5) 照明設備 (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）</p> <p>【付属品として備えるもの】</p> <p>(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示</p>	<p>[新設]</p>	<p>農業土木工事特記仕様書 から移行</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和7年度)	現 行 (令和6年度)	改 定 理 由
<p>(8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫</p> <p>(9) サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）</p> <p>(10) 鏡と手洗器</p> <p>(11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品</p> <p>【推奨する仕様、付属品】</p> <p>(12) 室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）</p> <p>(13) 擬音装置（機能を含む）</p> <p>(14) 着替え台</p> <p>(15) 臭気対策機能の多重化</p> <p>(16) 室内温度の調整が可能な設備</p> <p>(17) 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）</p> <p>2. 快適トイレに要する費用</p> <p>快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。</p> <p>受注者は、「1. 内容」を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、協議時に見積書を提出するものとする。</p> <p>【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。</p> <p>なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）※までとする。また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。</p> <p>※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所です計上できるものとする。</p> <p>3. その他</p> <p>快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、対象外とする。</p> <p>1-1-83 北海道インフラゼロカーボン試行工事について</p> <p>1. 試行の実施について</p> <p>受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン」の試行を行うこととする。</p> <p>2. 試行の内容について</p> <p>工事契約後、受注者は、当該工事において、カーボンニュートラルに資する取組を発案し実施することができる。本取組を実施する場合は、施工計画書に「北海道インフラゼロカーボン」の項目を設け、①取組の内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等については、CO2 排出（吸収）量等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。</p> <p>3. 工事成績評価について</p>	<p>[新設]</p>	<p>農業土木工事特記仕様書 から移行</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和7年度)					現 行 (令和6年度)					改 定 理 由																					
		31.5 mm	—	95~100				31.5 mm	—	95~100	土木工事共通仕様書の改定に伴う改定																				
		26.5 mm	—	—				26.5 mm	—	—		100																			
		19 mm	50~80	55~85				19 mm	50~80	55~85		95~100																			
		13.2 mm	—	—				13.2 mm	—	—		60~90																			
		4.75 mm	15~40	15~45				4.75 mm	15~40	15~45		20~50																			
		2.36 mm	5~25	5~30				2.36 mm	5~25	5~30		10~35																			
<p>[注]再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含む破碎されたままの見掛けの骨材粒度を使用する。</p>																															
表 4-8 再生粒度調整碎石の粒度					表 4-8 再生粒度調整碎石の粒度					土木工事共通仕様書の改定に伴う改定																					
粒度範囲 (呼び名)		40~0 (RM-40)	30~0 (RM-30)	25~0 (RM-25)	粒度範囲 (呼び名)		40~0 (RM-40)	30~0 (RM-30)	25~0 (RM-25)																						
ふるい目の開き					ふるい目の開き																										
通過質量百分率 (%)	53 mm	100			通過質量百分率 (%)	53 mm	100																								
	37.5 mm	95~100	100			通過質量百分率 (%)	37.5 mm	95~100	100																						
	31.5 mm	—	95~100	100			通過質量百分率 (%)	31.5 mm	—		95~100	100																			
	26.5 mm	—	—	95~100				通過質量百分率 (%)	26.5 mm		—	—	95~100																		
	19 mm	60~90	60~90	—					通過質量百分率 (%)		19 mm	60~90	60~90	—																	
	13.2 mm	—	—	55~85							通過質量百分率 (%)	13.2 mm	—	—	55~85																
	4.75mm	30~65	30~65	30~65								通過質量百分率 (%)	4.75mm	30~65	30~65	30~65															
	2.36mm	20~50	20~50	20~50						通過質量百分率 (%)			2.36mm	20~50	20~50	20~50															
	425 μm	10~30	10~30	10~30									通過質量百分率 (%)	425 μm	10~30	10~30	10~30														
	75 μm	2~10	2~10	2~10										通過質量百分率 (%)	75 μm	2~10	2~10	2~10													
<p>[注]再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含む破碎されたままの見掛けの骨材粒度を使用する。</p>																															
<p>4-4-4 アスファルト用再生骨材</p> <p>再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質の目標値は、旧アスファルトの針入度による評価を実施する場合は表 4-15-1、アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂による評価を適用する場合は表 4-15-2 とし、いずれか一方の目標値に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 4-15-1 針入度を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">目標値</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">旧アスファルト含有量 %</td> <td style="text-align: center;">3.8 以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">旧アスファルトの針入度 (25℃) 1/10 mm</td> <td style="text-align: center;">20 以上</td> </tr> </table>					項目	目標値									旧アスファルト含有量 %	3.8 以上	旧アスファルトの針入度 (25℃) 1/10 mm	20 以上	<p>4-4-4 アスファルト用再生骨材</p> <p>再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は表 4-15 の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 4-15 アスファルトコンクリート再生骨材の品質</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">旧アスファルト含有量</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">3.8 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">旧アスファルトの性状</td> <td style="text-align: center;">針入度 1/10 mm</td> <td style="text-align: center;">20 以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">圧裂係数 MPa/mm</td> <td style="text-align: center;">1.70 以下</td> </tr> </table>					旧アスファルト含有量	%	3.8 以上	旧アスファルトの性状	針入度 1/10 mm	20 以上	圧裂係数 MPa/mm	1.70 以下
項目	目標値																														
旧アスファルト含有量 %	3.8 以上																														
旧アスファルトの針入度 (25℃) 1/10 mm	20 以上																														
旧アスファルト含有量	%	3.8 以上																													
旧アスファルトの性状	針入度 1/10 mm	20 以上																													
	圧裂係数 MPa/mm	1.70 以下																													

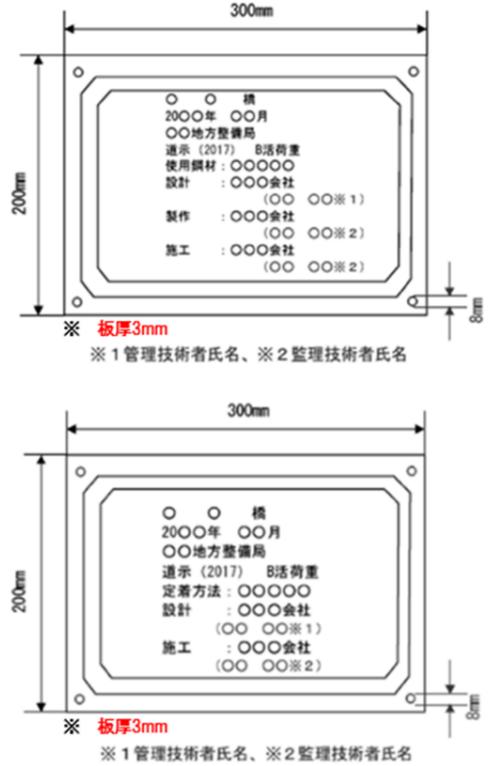
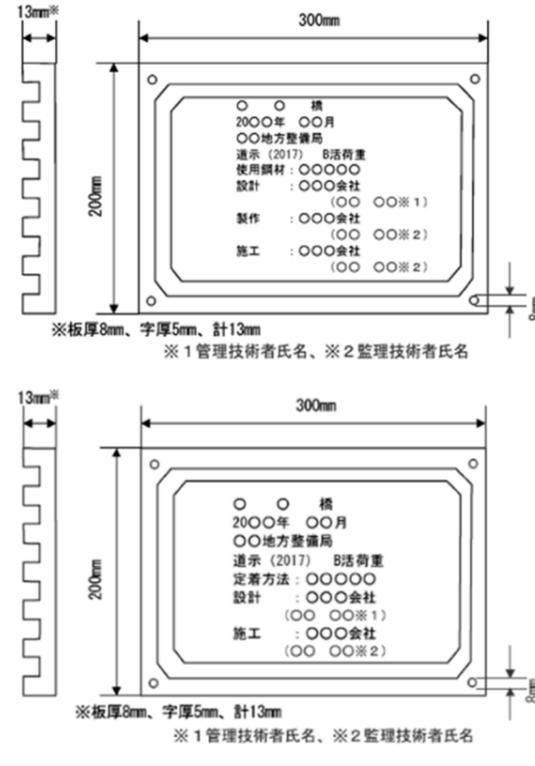
農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和7年度)	現 行 (令和6年度)	改 定 理 由													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">骨材の微粒分量 %</td> <td style="width: 40%;">5 以下</td> </tr> </table> <p>[注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。</p> <p>[注2] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量、針入度および骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる13~0mmの粒度に適用する。なお、13mm以下が2種類に分級されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13~0mm相当分を求めてもよい。</p> <p>[注3] 旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。</p> <p>[注4] 骨材の微粒分量は「JIS A 1103 : 2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。</p> <p>[注5] アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> 表 4-15-2 圧裂係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質 </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">目 標 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧アスファルト含有量 %</td> <td>3.8 以上</td> </tr> <tr> <td>アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25℃) MPa/mm</td> <td>1.70 以下</td> </tr> <tr> <td>骨材の微粒分量 %</td> <td>5 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いるアスファルトを新アスファルトと称する。</p> <p>[注2] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、実際の製造に用いる13~0mmの粒度に適用する。なお、13mm以下が2種類に分級されている場合には、それぞれの粒度区分を別々に試験して合成比率に応じて計算により13~0mm相当分を求めてもよい。</p> <p>[注3] 旧アスファルトの含有量および骨材の微粒分量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。</p> <p>[注4] アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数を求める場合は、13~5mmと5~0mmに分級し、これらを質量比1:1に調整した上で、最大密度の測定と供試体の作製に供する。作製した供試体の厚さは50.0±1.0mmとし、供試体が所定の空隙率（ノギスを用いる場合は</p>	骨材の微粒分量 %	5 以下	項 目	目 標 値	旧アスファルト含有量 %	3.8 以上	アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25℃) MPa/mm	1.70 以下	骨材の微粒分量 %	5 以下	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">骨材の微粒分量 %</td> <td style="width: 20%;">5 以下</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table> <p>[注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。</p> <p>[注2] アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20~13mm、13~5mm、5~0mmの3種類の粒度や20~13mm、13~0mmの2種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13~0mmの粒度区分のものに適用する。</p> <p>[注3] アスファルトコンクリート再生骨材の13mm以下が2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13~0mm相当分を求めてもよい。また、13~0mmあるいは13~5mm、5~0mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から13~0mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。</p> <p>[注4] アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び75μmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。</p> <p>[注5] 骨材の微粒分量試験はJIS A 1103（骨材の微粒分量試験方法）により求める。</p> <p>[注6] アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい</p> <p>[注7] 旧アスファルトの性状は、針入度または、圧列係数のどちらかが基準を満足すればよい。</p> <p style="margin-top: 20px;">[新設]</p>	骨材の微粒分量 %	5 以下		土木工事共通仕様書の改定に伴う改定
骨材の微粒分量 %	5 以下														
項 目	目 標 値														
旧アスファルト含有量 %	3.8 以上														
アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数 (25℃) MPa/mm	1.70 以下														
骨材の微粒分量 %	5 以下														
骨材の微粒分量 %	5 以下														

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和7年度)	現 行 (令和6年度)	改 定 理 由																																																																																																																																																																																
<p style="color: red;">9%、水中の見掛け質量を用いる場合は7%) を越えた場合圧裂試験に供することができない。</p> <p style="color: red;">[注5] 骨材の微粒分量は「JIS A 1103:2014 骨材の微粒分量試験方法」により求める。</p> <p style="color: red;">[注6] アスファルト混合物層の切削材は、アスファルトコンクリート再生骨材の品質に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。</p> <p>4-4-6 安定材</p> <p>1. 瀝青材料の品質</p> <p>瀝青安定処理に使用する瀝青材料（再生舗装工法における新アスファルトを含む）の品質は、表4-18に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表4-19に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 4-18 舗装用石油アスファルトの規格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種 類 項 目</th> <th>40~60</th> <th>60~80</th> <th>80~100</th> <th>100~120</th> <th>120~150</th> <th>150~200</th> <th>200~300</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>針入度(25℃) 1/10 mm</td> <td>40 を超え 60 以下</td> <td>60 を超え 80 以下</td> <td>80 を超え 100 以下</td> <td>100 を超え 120 以下</td> <td>120 を超え 150 以下</td> <td>150 を超え 200 以下</td> <td>200 を超え 300 以下</td> </tr> <tr> <td>軟化点 ℃</td> <td>47.0~ 55.0</td> <td>44.0~ 52.0</td> <td>42.0~ 50.0</td> <td>40.0~ 50.0</td> <td>38.0~ 48.0</td> <td>30.0~ 45.0</td> <td>30.0~ 45.0</td> </tr> <tr> <td>伸度(15℃) cm</td> <td>10 以上</td> <td>100 以上</td> <td>100 以上</td> <td>100 以上</td> <td>100 以上</td> <td>100 以上</td> <td>100 以上</td> </tr> <tr> <td>トルエン 可溶分 %</td> <td>99.0 以上</td> </tr> <tr> <td>引火点 ℃</td> <td>260 以上</td> <td>260 以上</td> <td>260 以上</td> <td>260 以上</td> <td>240 以上</td> <td>240 以上</td> <td>240 以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量 変化率 %</td> <td>0.6 以下</td> <td>0.6 以下</td> <td>0.6 以下</td> <td>0.6 以下</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱針入度 残留率 %</td> <td>58 以上</td> <td>55 以上</td> <td>50 以上</td> <td>50 以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>蒸発後の質量 変化率 %</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.5 以下</td> <td>1.0 以下</td> <td>1.0 以下</td> </tr> <tr> <td>蒸発後の 針入度比 %</td> <td>110 以下</td> <td>110 以下</td> <td>110 以下</td> <td>110 以下</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>密度(15℃) g/c cm³</td> <td>1,000 以 上</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] 各種類とも120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記する。</p> <p style="color: red;">[注2] 舗装用の新アスファルトである120~150、150~200、200~300は、「JIS K 2207:2006 石油アスファルト」とは引火点が異なる。</p>	種 類 項 目	40~60	60~80	80~100	100~120	120~150	150~200	200~300	針入度(25℃) 1/10 mm	40 を超え 60 以下	60 を超え 80 以下	80 を超え 100 以下	100 を超え 120 以下	120 を超え 150 以下	150 を超え 200 以下	200 を超え 300 以下	軟化点 ℃	47.0~ 55.0	44.0~ 52.0	42.0~ 50.0	40.0~ 50.0	38.0~ 48.0	30.0~ 45.0	30.0~ 45.0	伸度(15℃) cm	10 以上	100 以上	トルエン 可溶分 %	99.0 以上	引火点 ℃	260 以上	260 以上	260 以上	260 以上	240 以上	240 以上	240 以上	薄膜加熱質量 変化率 %	0.6 以下	0.6 以下	0.6 以下	0.6 以下	—	—	—	薄膜加熱針入度 残留率 %	58 以上	55 以上	50 以上	50 以上	—	—	—	蒸発後の質量 変化率 %	—	—	—	—	0.5 以下	1.0 以下	1.0 以下	蒸発後の 針入度比 %	110 以下	110 以下	110 以下	110 以下	—	—	—	密度(15℃) g/c cm ³	1,000 以 上	<p>4-4-6 安定材</p> <p>1. 瀝青材料の品質</p> <p>瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、表4-18に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表4-19に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 4-18 舗装用石油アスファルトの規格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種 類 項 目</th> <th>40~60</th> <th>60~80</th> <th>80~100</th> <th>100~120</th> <th>120~150</th> <th>150~200</th> <th>200~300</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>針入度(25℃) 1/10 mm</td> <td>40 を超え 60 以下</td> <td>60 を超え 80 以下</td> <td>80 を超え 100 以下</td> <td>100 を超え 120 以下</td> <td>120 を超え 150 以下</td> <td>150 を超え 200 以下</td> <td>200 を超え 300 以下</td> </tr> <tr> <td>軟化点 ℃</td> <td>47.0~ 55.0</td> <td>44.0~ 52.0</td> <td>42.0~ 50.0</td> <td>40.0~ 50.0</td> <td>38.0~ 48.0</td> <td>30.0~ 45.0</td> <td>30.0~ 45.0</td> </tr> <tr> <td>伸度(15℃) cm</td> <td>10 以上</td> <td>100 以上</td> <td>100 以上</td> <td>100 以上</td> <td>100 以上</td> <td>100 以上</td> <td>100 以上</td> </tr> <tr> <td>トルエン 可溶分 %</td> <td>99.0 以上</td> </tr> <tr> <td>引火点 ℃</td> <td>260 以上</td> <td>260 以上</td> <td>260 以上</td> <td>260 以上</td> <td>240 以上</td> <td>240 以上</td> <td>240 以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量 変化率 %</td> <td>0.6 以下</td> <td>0.6 以下</td> <td>0.6 以下</td> <td>0.6 以下</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱針入度 残留率 %</td> <td>58 以上</td> <td>55 以上</td> <td>50 以上</td> <td>50 以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>蒸発後の質量 変化率 %</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.5 以下</td> <td>1.0 以下</td> <td>1.0 以下</td> </tr> <tr> <td>蒸発後の 針入度比 %</td> <td>110 以下</td> <td>110 以下</td> <td>110 以下</td> <td>110 以下</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>密度(15℃) g/c cm³</td> <td>1,000 以 上</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 各種類とも120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記する。</p>	種 類 項 目	40~60	60~80	80~100	100~120	120~150	150~200	200~300	針入度(25℃) 1/10 mm	40 を超え 60 以下	60 を超え 80 以下	80 を超え 100 以下	100 を超え 120 以下	120 を超え 150 以下	150 を超え 200 以下	200 を超え 300 以下	軟化点 ℃	47.0~ 55.0	44.0~ 52.0	42.0~ 50.0	40.0~ 50.0	38.0~ 48.0	30.0~ 45.0	30.0~ 45.0	伸度(15℃) cm	10 以上	100 以上	トルエン 可溶分 %	99.0 以上	引火点 ℃	260 以上	260 以上	260 以上	260 以上	240 以上	240 以上	240 以上	薄膜加熱質量 変化率 %	0.6 以下	0.6 以下	0.6 以下	0.6 以下	—	—	—	薄膜加熱針入度 残留率 %	58 以上	55 以上	50 以上	50 以上	—	—	—	蒸発後の質量 変化率 %	—	—	—	—	0.5 以下	1.0 以下	1.0 以下	蒸発後の 針入度比 %	110 以下	110 以下	110 以下	110 以下	—	—	—	密度(15℃) g/c cm ³	1,000 以 上	<p>土木工事共通仕様書の改定に伴う改定</p>																																		
種 類 項 目	40~60	60~80	80~100	100~120	120~150	150~200	200~300																																																																																																																																																																											
針入度(25℃) 1/10 mm	40 を超え 60 以下	60 を超え 80 以下	80 を超え 100 以下	100 を超え 120 以下	120 を超え 150 以下	150 を超え 200 以下	200 を超え 300 以下																																																																																																																																																																											
軟化点 ℃	47.0~ 55.0	44.0~ 52.0	42.0~ 50.0	40.0~ 50.0	38.0~ 48.0	30.0~ 45.0	30.0~ 45.0																																																																																																																																																																											
伸度(15℃) cm	10 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上																																																																																																																																																																											
トルエン 可溶分 %	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上																																																																																																																																																																											
引火点 ℃	260 以上	260 以上	260 以上	260 以上	240 以上	240 以上	240 以上																																																																																																																																																																											
薄膜加熱質量 変化率 %	0.6 以下	0.6 以下	0.6 以下	0.6 以下	—	—	—																																																																																																																																																																											
薄膜加熱針入度 残留率 %	58 以上	55 以上	50 以上	50 以上	—	—	—																																																																																																																																																																											
蒸発後の質量 変化率 %	—	—	—	—	0.5 以下	1.0 以下	1.0 以下																																																																																																																																																																											
蒸発後の 針入度比 %	110 以下	110 以下	110 以下	110 以下	—	—	—																																																																																																																																																																											
密度(15℃) g/c cm ³	1,000 以 上	1,000 以 上	1,000 以 上	1,000 以 上	1,000 以 上	1,000 以 上	1,000 以 上																																																																																																																																																																											
種 類 項 目	40~60	60~80	80~100	100~120	120~150	150~200	200~300																																																																																																																																																																											
針入度(25℃) 1/10 mm	40 を超え 60 以下	60 を超え 80 以下	80 を超え 100 以下	100 を超え 120 以下	120 を超え 150 以下	150 を超え 200 以下	200 を超え 300 以下																																																																																																																																																																											
軟化点 ℃	47.0~ 55.0	44.0~ 52.0	42.0~ 50.0	40.0~ 50.0	38.0~ 48.0	30.0~ 45.0	30.0~ 45.0																																																																																																																																																																											
伸度(15℃) cm	10 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上																																																																																																																																																																											
トルエン 可溶分 %	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上																																																																																																																																																																											
引火点 ℃	260 以上	260 以上	260 以上	260 以上	240 以上	240 以上	240 以上																																																																																																																																																																											
薄膜加熱質量 変化率 %	0.6 以下	0.6 以下	0.6 以下	0.6 以下	—	—	—																																																																																																																																																																											
薄膜加熱針入度 残留率 %	58 以上	55 以上	50 以上	50 以上	—	—	—																																																																																																																																																																											
蒸発後の質量 変化率 %	—	—	—	—	0.5 以下	1.0 以下	1.0 以下																																																																																																																																																																											
蒸発後の 針入度比 %	110 以下	110 以下	110 以下	110 以下	—	—	—																																																																																																																																																																											
密度(15℃) g/c cm ³	1,000 以 上	1,000 以 上	1,000 以 上	1,000 以 上	1,000 以 上	1,000 以 上	1,000 以 上																																																																																																																																																																											

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和7年度)	現 行 (令和6年度)	改 定 理 由																																																																						
<p style="color: red;">だし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">コンクリート橋</p>  <p style="text-align: center;">図 5-2</p> <p>5-4-32 構造物打ち継ぎ目防水工 (スプレー防水)</p> <p>(6) 塗膜の一般物性は、下表の規格を満足するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 5-11 塗膜の規格値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>単 位</th> <th>規格値</th> <th>測 定 方 法</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引張強さ</td> <td>N/cm²</td> <td>700 以上 (71.3kg f)</td> <td>JIS K 7312-5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>伸 び</td> <td>%</td> <td>350 以上</td> <td>JIS K 7312-5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>引裂強さ</td> <td>N/cm</td> <td>300 以上</td> <td>JIS K 7312-6</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一体性 (付着強さ)</td> <td>Nmm</td> <td>0.40 以上</td> <td>JIS K 6256-2 (ピール試験)</td> <td rowspan="2">いずれかの方法で確認し、それ以外の調査により実施する場合は、監督職員と協議すること。</td> </tr> <tr> <td>N/mm²</td> <td>0.70 以上</td> <td>JIS A 6021 (建築防水基準)</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	単 位	規格値	測 定 方 法	備 考	引張強さ	N/cm ²	700 以上 (71.3kg f)	JIS K 7312-5		伸 び	%	350 以上	JIS K 7312-5		引裂強さ	N/cm	300 以上	JIS K 7312-6		一体性 (付着強さ)	Nmm	0.40 以上	JIS K 6256-2 (ピール試験)	いずれかの方法で確認し、それ以外の調査により実施する場合は、監督職員と協議すること。	N/mm ²	0.70 以上	JIS A 6021 (建築防水基準)	<p style="text-align: center;">コンクリート橋</p>  <p style="text-align: center;">図 5-2</p> <p>5-4-32 構造物打ち継ぎ目防水工 (スプレー防水)</p> <p>(6) 塗膜の一般物性は、下表の規格を満足するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 5-11 塗膜の規格値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>単 位</th> <th>規格値</th> <th colspan="2">測 定 方 法</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>比 重</td> <td>25/25℃</td> <td>0.95 以上</td> <td>JIS K 7112</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>硬 さ</td> <td>Shore A</td> <td>80 以下</td> <td>JIS K 7312</td> <td>7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>N/cm²</td> <td>700 以上</td> <td>JIS K 7312</td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>伸 び</td> <td>%</td> <td>350 以上</td> <td>JIS K 7312</td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>引裂強さ</td> <td>N/cm</td> <td>300 以上</td> <td>JIS K 7312</td> <td>6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>接 着 性</td> <td>N/cm</td> <td>40 以上</td> <td>JIS K 6256 に準拠</td> <td>90ピール試験</td> <td>対コンクリート</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	単 位	規格値	測 定 方 法		備 考	比 重	25/25℃	0.95 以上	JIS K 7112			硬 さ	Shore A	80 以下	JIS K 7312	7		引張強さ	N/cm ²	700 以上	JIS K 7312	5		伸 び	%	350 以上	JIS K 7312	5		引裂強さ	N/cm	300 以上	JIS K 7312	6		接 着 性	N/cm	40 以上	JIS K 6256 に準拠	90ピール試験	対コンクリート	<p>道路・河川工事仕様書との整合</p>
項 目	単 位	規格値	測 定 方 法	備 考																																																																				
引張強さ	N/cm ²	700 以上 (71.3kg f)	JIS K 7312-5																																																																					
伸 び	%	350 以上	JIS K 7312-5																																																																					
引裂強さ	N/cm	300 以上	JIS K 7312-6																																																																					
一体性 (付着強さ)	Nmm	0.40 以上	JIS K 6256-2 (ピール試験)	いずれかの方法で確認し、それ以外の調査により実施する場合は、監督職員と協議すること。																																																																				
	N/mm ²	0.70 以上	JIS A 6021 (建築防水基準)																																																																					
項 目	単 位	規格値	測 定 方 法		備 考																																																																			
比 重	25/25℃	0.95 以上	JIS K 7112																																																																					
硬 さ	Shore A	80 以下	JIS K 7312	7																																																																				
引張強さ	N/cm ²	700 以上	JIS K 7312	5																																																																				
伸 び	%	350 以上	JIS K 7312	5																																																																				
引裂強さ	N/cm	300 以上	JIS K 7312	6																																																																				
接 着 性	N/cm	40 以上	JIS K 6256 に準拠	90ピール試験	対コンクリート																																																																			

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和7年度)	現 行 (令和6年度)	改 定 理 由																																															
<p>(7)各塗膜の使用量は、下記を標準とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th style="text-align: center;">材 料</th> <th style="text-align: center;">使 用 量 (kg/m²)</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">プライマー</td> <td style="text-align: center;">0.2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">防 水 塗 膜</td> <td style="text-align: center;">5.5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">トップコート</td> <td style="text-align: center;">0.2</td> </tr> </table> <p>第7節 一般舗装工 5-7-3 アスファルト舗装の材料 11. アスファルト安定処理の材料規格 加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグは第4章4-4-3アスファルト舗装用骨材 6. 製鋼スラグの規格（加熱アスファルト混合物用、瀝青安定処理用）の表4-13製鋼スラグの規格に適合しなければならない。 また、アスファルトコンクリート再生骨材は第4章4-4-4アスファルト用再生骨材の表4-15-1針入度を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質、表4-15-2圧裂係数を適用するアスファルトコンクリート再生骨材の品質のいずれか一方の目標値に適合するものとする。</p> <p>[削除]</p>	材 料	使 用 量 (kg/m ²)	プライマー	0.2	防 水 塗 膜	5.5	トップコート	0.2	<p>(7)各塗膜の使用量は、下記を標準とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th style="text-align: center;">材 料</th> <th style="text-align: center;">使 用 量</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">目地充填材</td> <td style="text-align: center;">9.5 kg/10m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">防 水 塗 膜 (防水用スプレー)</td> <td style="text-align: center;">27.5 kg/10m (5.5 kg/m²)</td> </tr> </table> <p style="color: blue;">プライマー、仕上げ用塗料の標準使用量は0.3kg/m²とする。</p> <p>第7節 一般舗装工 5-7-3 アスファルト舗装の材料 加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表5-18、表5-19の規格に適合しなければならない。</p> <p style="text-align: center; color: blue;">表 5-18 鉄鋼スラグの品質規格</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">材 料 名</th> <th style="text-align: center;">呼び名</th> <th style="text-align: center;">表乾密度 (g/cm³)</th> <th style="text-align: center;">吸 水 率 (%)</th> <th style="text-align: center;">すりへり減 量 (%)</th> <th style="text-align: center;">水 浸 膨 張 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">クラッシュラン 製鋼スラグ</td> <td style="text-align: center;">C S S</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">50 以下</td> <td style="text-align: center;">2.0 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">単粒度製鋼スラグ</td> <td style="text-align: center;">S S</td> <td style="text-align: center;">2.45 以上</td> <td style="text-align: center;">3.0 以下</td> <td style="text-align: center;">30 以下</td> <td style="text-align: center;">2.0 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: blue;">[注] 水浸膨張比の規格は、3ヵ月以上通常エージングした後の製鋼スラグに適する。 また、試験方法は舗装調査・試験法便覧 B014を参照する。</p> <p style="text-align: center; color: blue;">表 5-19 アスファルトコンクリート再生骨材の品質</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">旧アスファルトの含有量</th> <th style="text-align: center;">%</th> <th style="text-align: center;">3.8 以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">旧アスファルトの性状</td> <td style="text-align: center;">針 入 度</td> <td style="text-align: center;">l / 10 mm</td> <td style="text-align: center;">20 以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">圧 裂 係 数</td> <td style="text-align: center;">MPa/mm</td> <td style="text-align: center;">1.70 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">骨材の微粒分量</td> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">5 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: blue;">[注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。</p>	材 料	使 用 量	目地充填材	9.5 kg/10m	防 水 塗 膜 (防水用スプレー)	27.5 kg/10m (5.5 kg/m ²)	材 料 名	呼び名	表乾密度 (g/cm ³)	吸 水 率 (%)	すりへり減 量 (%)	水 浸 膨 張 比 (%)	クラッシュラン 製鋼スラグ	C S S	-	-	50 以下	2.0 以下	単粒度製鋼スラグ	S S	2.45 以上	3.0 以下	30 以下	2.0 以下	旧アスファルトの含有量		%	3.8 以上	旧アスファルトの性状	針 入 度	l / 10 mm	20 以上	圧 裂 係 数	MPa/mm	1.70 以下	骨材の微粒分量		%	5 以下	<p>道路・河川工事仕様書との整合</p> <p>土木工事共通仕様書の改定に伴う改定</p>
材 料	使 用 量 (kg/m ²)																																																
プライマー	0.2																																																
防 水 塗 膜	5.5																																																
トップコート	0.2																																																
材 料	使 用 量																																																
目地充填材	9.5 kg/10m																																																
防 水 塗 膜 (防水用スプレー)	27.5 kg/10m (5.5 kg/m ²)																																																
材 料 名	呼び名	表乾密度 (g/cm ³)	吸 水 率 (%)	すりへり減 量 (%)	水 浸 膨 張 比 (%)																																												
クラッシュラン 製鋼スラグ	C S S	-	-	50 以下	2.0 以下																																												
単粒度製鋼スラグ	S S	2.45 以上	3.0 以下	30 以下	2.0 以下																																												
旧アスファルトの含有量		%	3.8 以上																																														
旧アスファルトの性状	針 入 度	l / 10 mm	20 以上																																														
	圧 裂 係 数	MPa/mm	1.70 以下																																														
骨材の微粒分量		%	5 以下																																														

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和7年度)	現 行 (令和6年度)	改 定 理 由
<p>15. 適用規定（再生アスファルト（2）） 再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧（日本道路協会、令和6年3月）による。</p> <p>21. マーシャル安定度試験 表5-18、表5-19に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。 表5-18 マーシャル安定度試験基準値 開発局独自 表5-19 アスファルト混合物の種類と粒度範囲 開発局独自</p> <p>5-7-7 アスファルト舗装工 3. セメント及び石灰安定処理の規定 (3)セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表5-20の規格による。 表5-20 安定処理路盤の品質規格</p>	<p>[注2] アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20～30mm、13～5mm、5～0mmの3種類の粒度や20～13mm、13～0mmの2種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13～0mmの粒度区分のものに適用する。</p> <p>[注3] アスファルトコンクリート再生骨材の13mm以下が2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。また、13～0mmあるいは13～5mm、5～0mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から13～0mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。</p> <p>[注4] アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び75μmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。</p> <p>[注5] 骨材の微粒分量試験は「JIS A 1103:2003 骨材の微粒分量試験方法」により求める。</p> <p>[注6] アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。</p> <p>[注7] 旧アスファルトの性状は、針入度または、圧列係数のどちらかが基準を満足すればよい。</p> <p>15. 適用規定（再生アスファルト（2）） 再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧（日本道路協会、平成22年11月）による。</p> <p>21. マーシャル安定度試験 表5-20、表5-19に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。 表5-20 マーシャル安定度試験基準値 開発局独自 表5-21 アスファルト混合物の種類と粒度範囲 開発局独自</p> <p>5-7-7 アスファルト舗装工 3. セメント及び石灰安定処理の規定 (3)セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表5-22の規格による。 表5-22 安定処理路盤の品質規格</p>	<p>諸基準類の改定に伴う改定</p> <p>図表削除による番号修正</p> <p>図表削除による番号修正</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和7年度)	現 行 (令和6年度)	改 定 理 由
<p>4. 加熱アスファルト安定処理の規格</p> <p>(1)加熱アスファルト安定処理路盤材は、表5-21に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。</p> <p>表5-21 マーシャル安定度試験基準値</p> <p>5-7-8 半たわみ性舗装工</p> <p>4. 適用規定</p> <p>受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第9章 9-4-1 半たわみ性舗装工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装施工便覧 第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章 10-3-7 施工」（日本道路協会、平成4年12月）の規定、「舗装再生便覧第2章 2-7 施工」（日本道路協会、令和6年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>5-7-9 排水性舗装工</p> <p>2. 適用規定（2）</p> <p>受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章 ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章 9-3-1 排水機能を有する舗装」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装再生便覧2-7 施工」（日本道路協会、令和6年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>3. バインダ（アスファルト）の標準的性状</p> <p>ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ（アスファルト）はポリマー改質アスファルトH型とし、表5-22の標準的性状を満足するものでなければならない。</p> <p>表5-22 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状</p> <p>4. タックコートに用いる瀝青材</p> <p>タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤（PKR-T）を使用することとし、表5-23の標準的性状を満足するものでなければならない。</p> <p>表5-23 アスファルト乳剤の標準的性状</p> <p>5. ポーラスアスファルト混合物の配合</p> <p>ポーラスアスファルト混合物配合及び、目標については、表5-24を標準とし、表5-25に示す目標値を満足するように決定する。</p> <p>表5-24 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲 開発局独自</p> <p>表5-25 ポーラスアスファルト混合物の目標値 開発局独自</p>	<p>4. 加熱アスファルト安定処理の規格</p> <p>(1)加熱アスファルト安定処理路盤材は、表5-23に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。</p> <p>表5-23 マーシャル安定度試験基準値</p> <p>5-7-8 半たわみ性舗装工</p> <p>4. 適用規定</p> <p>受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第9章 9-4-1 半たわみ性舗装工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装施工便覧 第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章 10-3-7 施工」（日本道路協会、平成4年12月）の規定、「舗装再生便覧第2章 2-7 施工」（日本道路協会、平成22年11月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>5-7-9 排水性舗装工</p> <p>2. 適用規定（2）</p> <p>受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章 ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章 9-3-1 排水機能を有する舗装」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装再生便覧2-7 施工」（日本道路協会、平成22年11月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>3. バインダ（アスファルト）の標準的性状</p> <p>ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ（アスファルト）はポリマー改質アスファルトH型とし、表5-24の標準的性状を満足するものでなければならない。</p> <p>表5-24 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状</p> <p>4. タックコートに用いる瀝青材</p> <p>タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤（PKR-T）を使用することとし、表5-25の標準的性状を満足するものでなければならない。</p> <p>表5-25 アスファルト乳剤の標準的性状</p> <p>5. ポーラスアスファルト混合物の配合</p> <p>ポーラスアスファルト混合物配合及び、目標については、表5-26を標準とし、表5-27に示す目標値を満足するように決定する。</p> <p>表5-26 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲 開発局独自</p> <p>表5-27 ポーラスアスファルト混合物の目標値 開発局独自</p>	<p>図表削除による番号修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う改定</p> <p>諸基準類の改定に伴う改定</p> <p>図表削除による番号修正</p> <p>図表削除による番号修正</p> <p>図表削除による番号修正</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和7年度)	現 行 (令和6年度)	改 定 理 由
<p>表5-35 マーシャル安定度試験基準値</p> <p>6. コンクリートの配合基準 コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表 5-36 の規格に適合するものとする。 表 5-36 コンクリートの配合基準</p> <p>7. 材料の質量計量誤差 コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は1回計量分量に対し、表 5-37 の許容誤差の範囲内とするものとする。 表 5-37 計量誤差の許容値</p> <p>13. 転圧コンクリート舗装の規定 (2) 転圧コンクリート舗装において、下層路盤、上層路盤にセメント安定処理工を使用する場合、セメント安定処理混合物の品質規格は設計図書に示す場合を除き、表5-33、表5-34 に適合するものとする。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント安定処理混合物の路盤材が、基準を満足することが明らかであり監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。</p> <p>(4) 受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針（案）4-2配合条件」（日本道路協会、平成2年11月）の一般的手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確かめ示方配合を決定し、監督職員の承諾を得なければならない。 示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表 5-38 によるものとする。 表 5-38 示方配合表</p> <p>14. コンクリート舗装目地の規定 (9) 注入目地材（加熱施工式）の品質は、表5-39を標準とする。 表 5-39 注入目地材（加熱施工式）の品質</p> <p>第11節 仮設工</p> <p>5-11-5 土留・仮締切工</p> <p>3. 適用規定 受注者は、河川堤防の開削をとまなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、「仮締切堤設置基準（案）」（国土交通省、令和6年3月一部改正）の規定による。</p>	<p>表5-36 マーシャル安定度試験基準値</p> <p>6. コンクリートの配合基準 コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表 5-37 の規格に適合するものとする。 表 5-37 コンクリートの配合基準</p> <p>7. 材料の質量計量誤差 コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は1回計量分量に対し、表 5-38 の許容誤差の範囲内とするものとする。 表 5-38 計量誤差の許容値</p> <p>13. 転圧コンクリート舗装の規定 (2) 転圧コンクリート舗装において、下層路盤、上層路盤にセメント安定処理工を使用する場合、セメント安定処理混合物の品質規格は設計図書に示す場合を除き、表5-27、表5-28 に適合するものとする。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント安定処理混合物の路盤材が、基準を満足することが明らかであり監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。</p> <p>(4) 受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針（案）4-2配合条件」（日本道路協会、平成2年11月）の一般的手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確かめ示方配合を決定し、監督職員の承諾を得なければならない。 示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表 5-39 によるものとする。 表 5-39 示方配合表</p> <p>14. コンクリート舗装目地の規定 (9) 注入目地材（加熱施工式）の品質は、表5-40を標準とする。 表 5-40 注入目地材（加熱施工式）の品質</p> <p>第11節 仮設工</p> <p>5-11-5 土留・仮締切工</p> <p>3. 適用規定 受注者は、河川堤防の開削をとまなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、「仮締切堤設置基準（案）」（国土交通省、平成22年6月）の規定による。</p>	<p>図表削除による番号修正</p> <p>図表削除による番号修正</p> <p>図表削除による番号修正</p> <p>図表削除による番号修正</p> <p>図表削除による番号修正</p> <p>図表削除による番号修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う改定</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和7年度)	現 行 (令和6年度)	改 定 理 由
<p>表 5-52 ボルト孔の径の許容差</p> <p>(3) 仮組立て時のボルト孔の精度</p> <p>③受注者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表5-53のとおりに行なければならない。</p> <p>表 5-53 ボルト孔の貫通率及び停止率</p> <p>5-13-8 アンカーフレーム製作工</p> <p>2. アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度</p> <p>受注者は、アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度は、表 5-54 によらなければならない。</p> <p>表 5-54 ねじの種類、ピッチ及び精度</p> <p>5-13-11 工場塗装工</p> <p>3. 気温、湿度の条件</p> <p>受注者は、気温、湿度の条件が表 5-55 の塗装禁止条件に該当する場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、しかも温度、湿度が調節されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してもよい。これ以外の場合は、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>表 5-55 塗装禁止条件</p> <p>第18節 床版工</p> <p>5-18-2 床版工</p> <p>1. 鉄筋コンクリート床版</p> <p>(11)受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け（第1編 1-1-30 後片付け）を行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第6章 開水路</p> <p>第2節 開水路</p> <p>6-2-8 銘板工</p> <p>受注者は、銘板に用いる材質は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆したアルミニウム板（JIS H 4000 A 5052 P）を標準とする。また、橋歴板に用いる色は黒地に金色とすることとし、縁についても同様に金色とする。なお、寸法及び記載事項は、図 6-1、図 6-2 によらなければならない。</p>	<p>表 5-53 ボルト孔の径の許容差</p> <p>(3) 仮組立て時のボルト孔の精度</p> <p>③受注者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表5-54のとおりに行なければならない。</p> <p>表 5-54 ボルト孔の貫通率及び停止率</p> <p>5-13-8 アンカーフレーム製作工</p> <p>2. アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度</p> <p>受注者は、アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度は、表 5-55 によらなければならない。</p> <p>表 5-55 ねじの種類、ピッチ及び精度</p> <p>5-13-11 工場塗装工</p> <p>3. 気温、湿度の条件</p> <p>受注者は、気温、湿度の条件が表 5-56 の塗装禁止条件に該当する場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、しかも温度、湿度が調節されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してもよい。これ以外の場合は、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>表 5-56 塗装禁止条件</p> <p>第18節 床版工</p> <p>5-18-2 床版工</p> <p>1. 鉄筋コンクリート床版</p> <p>(11)受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け（第1編 1-1-28 後片付け）を行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第6章 開水路</p> <p>第2節 開水路</p> <p>6-2-8 銘板工</p> <p>受注者は、銘板の作成については、材質は JIS H 2202（鋳鉄用銅合金地金）による鋳鉄を使用し、寸法及び記載事項は、図 6-1、図 6-2 によらなければならない。</p>	<p>図表削除による番号修正</p> <p>図表削除による番号修正</p> <p>図表削除による番号修正</p> <p>誤記修正</p> <p>土木工事共通仕様書改定に伴う改定</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和7年度)	現 行 (令和6年度)	改 定 理 由
<p>水門設備</p> <div style="text-align: center;"> <p>板厚 3 mm 設置年月日を記入する。</p> <p>図6-1</p> </div> <p>除塵設備</p> <div style="text-align: center;"> <p>板厚 3 mm 製造年月日を記入する。</p> </div>	<p>水門設備</p> <div style="text-align: center;"> <p>板厚 8 mm 字厚 5 mm 計 13 mm 設置年月日を記入する。</p> <p>図 6-1</p> </div> <p>除塵設備</p> <div style="text-align: center;"> <p>板厚 8 mm 字厚 5 mm 計 13 mm 製造年月日を記入する。</p> <p>図 6-2</p> </div>	

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和7年度)	現 行 (令和6年度)	改 定 理 由
<h3>第7章 水路トンネル</h3> <p>第1節 水路トンネル</p> <p>7-1-3 一般事項</p> <p>(7)受注者は、施工中、異常を発見した場合及び出水、落盤その他工事に支障を与える恐れがある場合には、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、災害防止のための措置をとった後、直ちに監督職員に連絡するものとする。</p> <h3>第8章 管水路</h3> <p>第1節 管水路</p> <p>8-1-5 管体基礎工</p> <p>2. 砕石基礎工</p> <p>砕石基礎工の施工については、本条第1項砂基礎工の規定に準じて行うものとする。</p> <p>なお、塗覆装鋼管及び鋼製継輪、鋼製可とう管について砕石基礎となる場合は、第8章 8-1-6 第4項鋼管布設工(2)据付③塗覆装4)の規定により塗装の保護を行うものとする。</p> <p>8-1-6 管体工</p> <p>1. 硬質ポリ塩化ビニル管布設工</p> <p>(6)ゴム輪継手を使用する場合は、以下に基づき施工しなければならない。以下以外については第8章 8-1-6 第2項強化プラスチック複合管布設工(1)強化プラスチック複合管に準拠するものとする。</p> <p>2. 強化プラスチック複合管布設工</p> <p>(2)鋼製異形管</p> <p>① 鋼製異形管、鋼製可とう管の継手、鋼製継輪の製作については、FRPM-G-112の規定によるものとする。据付については、第8章 8-1-6 第4項鋼管布設工の規定による。</p> <p>3. ダクタイル鋳鉄管布設工</p> <p>(1)ダクタイル鋳鉄管</p> <p>②ボルトの締付けに当たっては第8章 8-1-6 第2項強化プラスチック複合管布設工(2)鋼製異形管②、③の規定によるものとする。</p> <p>4. 鋼管布設工</p> <p>(1)工場製作</p>	<h3>第7章 水路トンネル</h3> <p>第1節 水路トンネル</p> <p>7-1-3 一般事項</p> <p>(7)受注者は、施工中、異常を発見した場合及び出水、落盤その他工事に支障を与える恐れがある場合、速監督職員に報告するとともに、必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。</p> <p>ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、災害防止のための措置をとった後、直ちに監督職員に報告するものとする。</p> <h3>第8章 管水路</h3> <p>第1節 管水路</p> <p>8-1-5 管体基礎工</p> <p>2. 砕石基礎工</p> <p>砕石基礎工の施工については、本条第1項砂基礎工の規定に準じて行うものとする。</p> <p>なお、塗覆装鋼管及び鋼製継輪、鋼製可とう管について砕石基礎となる場合は、第7章 7-2-6 第4項鋼管布設工(2)据付③塗覆装4)の規定により塗装の保護を行うものとする。</p> <p>8-1-6 管体工</p> <p>1. 硬質ポリ塩化ビニル管布設工</p> <p>(6)ゴム輪継手を使用する場合は、以下に基づき施工しなければならない。以下以外については第7章 7-2-6 第2項強化プラスチック複合管布設工(1)強化プラスチック複合管に準拠するものとする。</p> <p>2. 強化プラスチック複合管布設工</p> <p>(2)鋼製異形管</p> <p>① 鋼製異形管、鋼製可とう管の継手、鋼製継輪の製作については、FRPM-G-112の規定によるものとする。据付については、第7章 7-2-6 第4項鋼管布設工の規定による。</p> <p>3. ダクタイル鋳鉄管布設工</p> <p>(1)ダクタイル鋳鉄管</p> <p>②ボルトの締付けに当たっては第7章 7-2-6 第2項強化プラスチック複合管布設工(2)鋼製異形管②、③の規定によるものとする。</p> <p>4. 鋼管布設工</p> <p>(1)工場製作</p>	<p>土木工事共通仕様書改定に伴う改定</p> <p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和7年度)	現 行 (令和6年度)	改 定 理 由								
<p>③塗覆装</p> <p>6)屋外露出管の外面塗覆装は、設計図書に示されている場合を除き、WSP 009に準拠する。</p> <p>(2)据付</p> <p>③塗覆装</p> <p style="text-align: center;">継手部外面塗装仕様</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">塗覆装仕様</th> <th style="width: 50%;">厚 さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">現場溶接部:ジョイントコート 「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート」 (WSP 012)</td> <td style="text-align: center;">プラスチック系の場合 基 材:1.5 mm以上 粘着材:1.0 mm以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)鋼製異形管</p> <p>②ボルトの締付けについては、第8章 8-1-6 第2項強化プラスチック複合管布設工 (2) 鋼製異形管②、③の規定による。</p> <p>5. 弁設置工</p> <p>(4)受注者は、ボルトの締付けについて、第8章 8-1-6 第2項強化プラスチック複合管布設工 (2) 鋼製異形管②、③の規定による。</p> <p>8-1-15 銘 板 工</p> <p>橋歴板工</p> <p>(1)受注者は、橋歴板に用いる材質は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆したアルミニウム板 (JIS H 4000 A 5052 P) を標準とする。また、橋歴板に用いる色は黒地に金色とすることとし、縁についても同様に金色とする。なお、寸法及び記載事項は、図8-1によらなければならない。</p>	塗覆装仕様	厚 さ	現場溶接部:ジョイントコート 「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート」 (WSP 012)	プラスチック系の場合 基 材:1.5 mm以上 粘着材:1.0 mm以上	<p>③塗覆装</p> <p>6)屋外露出管の外面塗覆装は、設計図書に示されている場合を除き、WSP 009-2010に準拠する。</p> <p>(2)据付</p> <p>③塗覆装</p> <p style="text-align: center;">継手部外面塗装仕様</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">塗覆装仕様</th> <th style="width: 50%;">厚 さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">現場溶接部:ジョイントコート 「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート」 (WSP 012-2010)</td> <td style="text-align: center;">プラスチック系の場合 基 材:1.5 mm以上 粘着材:1.0 mm以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)鋼製異形管</p> <p>②ボルトの締付けについては、第7章 7-2-6 第2項強化プラスチック複合管布設工 (2) 鋼製異形管②、③の規定による。</p> <p>5. 弁設置工</p> <p>(4)受注者は、ボルトの締付けについて、第7章 7-2-6 第2項強化プラスチック複合管布設工 (2) 鋼製異形管②、③の規定による。</p> <p>8-1-15 銘 板 工</p> <p>橋歴板工</p> <p>(1)受注者は、橋歴板の作成については、材質はJIS H 2202 (鋳鉄用銅合金地金) による鋳鉄を使用し、寸法及び記載事項は、図8-1によらなければならない。</p>	塗覆装仕様	厚 さ	現場溶接部:ジョイントコート 「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート」 (WSP 012-2010)	プラスチック系の場合 基 材:1.5 mm以上 粘着材:1.0 mm以上	<p>土木工事共通仕様書との整合</p> <p>土木工事共通仕様書との整合</p> <p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p> <p>土木工事共通仕様書改定に伴う改定</p>
塗覆装仕様	厚 さ									
現場溶接部:ジョイントコート 「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート」 (WSP 012)	プラスチック系の場合 基 材:1.5 mm以上 粘着材:1.0 mm以上									
塗覆装仕様	厚 さ									
現場溶接部:ジョイントコート 「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート」 (WSP 012-2010)	プラスチック系の場合 基 材:1.5 mm以上 粘着材:1.0 mm以上									
<p style="text-align: center;">図 8-1</p>	<p style="text-align: center;">図 8-1</p>									

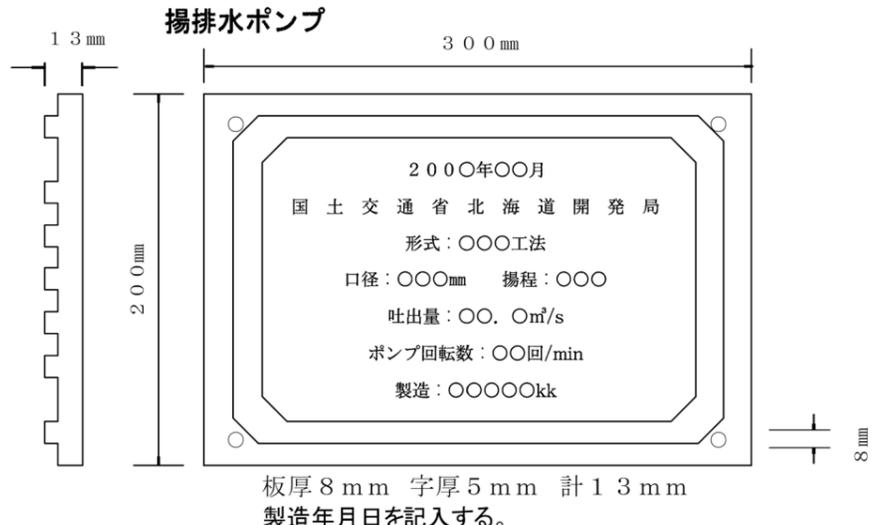
農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和7年度)	現 行 (令和6年度)	改 定 理 由
<p style="text-align: center;">第10章 コンクリート橋上部</p> <p>第3節 工場製作工</p> <p>10-3-7 鑄造費 開発局独自 橋歴板は、第5章 5-4-25 銘板工の規定による。 受注者は、橋名板の材質については、設計図書によらなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第11章 鋼橋上部</p> <p>第3節 工場製作工</p> <p>11-3-11 鑄造費 開発局独自 橋歴板は、第5章 5-4-25 銘板工の規定による。 受注者は、橋名板の材質については、設計図書によらなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第13章 頭首工</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>13-2-1 適用すべき諸基準 (2)河川砂防技術基準（令和6年5月） 国土交通省</p> <p>第6節 管理橋上部工</p> <p>13-6-5 プレキャストブロック桁組立工 2. 受注者は、ブロック組立ての施工については、次の規定によらなければならない。 (1)プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 未硬化の接着剤の外観、粘土、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第10章 コンクリート橋上部</p> <p>第3節 工場製作工</p> <p>10-3-7 鑄造費 開発局独自 橋歴板は、JIS H 2202（鑄物用鋼合金地金）、JIS H 5120（鋼及び鋼合金鑄物）の規定による。 受注者は、橋名板の材質については、設計図書によらなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第11章 鋼橋上部</p> <p>第3節 工場製作工</p> <p>11-3-11 鑄造費 開発局独自 橋歴板は、JIS H 2202（鑄物用鋼合金地金）、JIS H 5120（鋼及び鋼合金鑄物）の規定による。 受注者は、橋名板の材質については、設計図書によらなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第13章 頭首工</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>13-2-1 適用すべき諸基準 (2)河川砂防技術基準（令和5年10月） 国土交通省</p> <p>第6節 管理橋上部工</p> <p>13-6-5 プレキャストブロック桁組立工 2. 受注者は、ブロック組立ての施工については、次の規定によらなければならない。 (1)プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質が樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表14-9-1に示す条件を満足するものを使用するものとする。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 なお、接着剤の試験方法としては JSCE-H101 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格(案)コンクリート標準示方書・基準編((公社)土木学会)によるものとする。</p>	<p>土木工事共通仕様書改定に伴う改定</p> <p>土木工事共通仕様書改定に伴う改定</p> <p>諸基準類の改定に伴う改定</p> <p>土木工事共通仕様書改定に伴う改定</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和7年度)	現 行 (令和6年度)	改 定 理 由																																				
<p>なお、接着剤の試験方法はコンクリート標準示方書・基準編((公社)土木学会)における JSCE-H101 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格によるものとする。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>[削除]</p> <p style="text-align: center;">第 14 章 機場下部工事工</p> <p>第 4 節 遊水池工</p> <p>14-4-7 銘板工</p> <p>受注者は、銘板の作成については、材質は第 5 章 5-4-25 銘板工の規定による。なお、寸法及び記載事項は、図 14-1 によらなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">表 14-9-1 樹脂系接着剤の標準品質規格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>品質項目</th> <th>単 位</th> <th>品質規格</th> <th>試験温度</th> <th>養生条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">未硬化接着剤</td> <td>外 観</td> <td>—</td> <td rowspan="4">春秋用 23±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 10±2℃</td> <td rowspan="4">—</td> </tr> <tr> <td>粘 度</td> <td>MPa・s (cP)</td> <td>1×10⁴~10×10⁴ (1×10⁴~10×10⁵)</td> </tr> <tr> <td>可使時間</td> <td>時間</td> <td>2 以上</td> </tr> <tr> <td>だれ最小厚さ</td> <td>mm</td> <td>0.3 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">硬化した接着剤</td> <td>比 重</td> <td>—</td> <td rowspan="5">23±2℃</td> <td rowspan="5">23±2℃ 7 日間</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>N/mm² (kg f/cm²)</td> <td>12.5 以上 (125 以上)</td> </tr> <tr> <td>圧縮強さ</td> <td>N/mm² (kg f/cm²)</td> <td>50.0 以上 (500 以上)</td> </tr> <tr> <td>引張せん断 接着強さ</td> <td>N/mm² (kg f/cm²)</td> <td>12.5 以上 (125 以上)</td> </tr> <tr> <td>接着強さ</td> <td>N/mm² (kg f/cm²)</td> <td>6.0 以上 (60 以上)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第 14 章 機場下部工事工</p> <p>第 4 節 遊水池工</p> <p>14-4-7 銘板工</p> <p>受注者は、銘板の作成については、材質はJIS H 2202 (鑄鉄用銅合金地金)による鑄鉄を使用し、寸法及び記載事項は、図 14-1 によらなければならない。</p>	品質項目	単 位	品質規格	試験温度	養生条件	未硬化接着剤	外 観	—	春秋用 23±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 10±2℃	—	粘 度	MPa・s (cP)	1×10 ⁴ ~10×10 ⁴ (1×10 ⁴ ~10×10 ⁵)	可使時間	時間	2 以上	だれ最小厚さ	mm	0.3 以上	硬化した接着剤	比 重	—	23±2℃	23±2℃ 7 日間	引張強さ	N/mm ² (kg f/cm ²)	12.5 以上 (125 以上)	圧縮強さ	N/mm ² (kg f/cm ²)	50.0 以上 (500 以上)	引張せん断 接着強さ	N/mm ² (kg f/cm ²)	12.5 以上 (125 以上)	接着強さ	N/mm ² (kg f/cm ²)	6.0 以上 (60 以上)	<p>土木工事共通仕様書改定に伴う改定</p>
品質項目	単 位	品質規格	試験温度	養生条件																																		
未硬化接着剤	外 観	—	春秋用 23±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 10±2℃	—																																		
	粘 度	MPa・s (cP)			1×10 ⁴ ~10×10 ⁴ (1×10 ⁴ ~10×10 ⁵)																																	
	可使時間	時間			2 以上																																	
	だれ最小厚さ	mm			0.3 以上																																	
硬化した接着剤	比 重	—	23±2℃	23±2℃ 7 日間																																		
	引張強さ	N/mm ² (kg f/cm ²)			12.5 以上 (125 以上)																																	
	圧縮強さ	N/mm ² (kg f/cm ²)			50.0 以上 (500 以上)																																	
	引張せん断 接着強さ	N/mm ² (kg f/cm ²)			12.5 以上 (125 以上)																																	
	接着強さ	N/mm ² (kg f/cm ²)			6.0 以上 (60 以上)																																	

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和7年度)	現 行 (令和6年度)	改 定 理 由
<div style="text-align: center;">  <p style="text-align: center;">図 14-1</p> </div> <p style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">第 16 章 区画整理</p> <p>第 2 節 一般事項 16-2-2 一般事項 3. 石礫等の処理 (2) 受注者は、地区内の根株等をすべて適正に処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督職員の指示した場合はこの限りではない。</p> <p>第 3 節 整地工 16-3-1 整地工 1. 表土剥ぎ取り (3) 受注者は、表土の飛散や基盤土の混入を防止し、集積した表土が降雨等により流亡しないよう留意しなければならない。 [削除]</p> <p>第 5 節 用水路工 (管水路) 16-5-1 管水路工 管水路工の施工については、第 8 章 第 1 節 管水路の規定によるものとする。</p>	<div style="text-align: center;">  <p style="text-align: center;">図 14-1</p> </div> <p style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">第 16 章 区画整理</p> <p>第 2 節 一般事項 16-2-2 一般事項 3. 石礫等の処理 (2) 受益者は、地区内の根株等をすべて適正に処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督職員の指示した場合はこの限りではない。</p> <p>第 3 節 整地工 16-3-1 整地工 1. 表土剥ぎ取り (3) 受注者は、表土の飛散や基盤土の混入を防止し、集積した表土が降雨等により流亡しないよう留意しなければならない。 受注者は、立坑構築及び復旧に当たり、第 5 章 5-11-5 土留・仮締切工の規定による。</p> <p>第 5 節 用水路工 (管水路) 16-5-1 管水路工 管水路工の施工については、第 7 章 第 2 節 管水路の規定によるものとする。</p>	<p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和7年度)	現 行 (令和6年度)	改 定 理 由
<p style="text-align: center;">第23章 地すべり防止工</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>23-2-2 一般事項</p> <p>1. 受注者は、施工中工事区域内に新たに予期できなかつた亀裂の発生等異常を認めた場合、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちに監督職員に連絡しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第23章 地すべり防止工</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>23-2-2 一般事項</p> <p>1. 受注者は、施工中工事区域内に新たな亀裂の発生等異常を認めた場合、直ちに監督職員に報告しなければならない。</p>	<p>土木工事共通仕様書改定に伴う改定</p>

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 箇 所

改定理由

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
1. セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	単位水量測定	「レディミクストコンクリートの品質確保について」（平成16年3月8日事務連絡）」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15 kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方の値で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合： 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175 kg/m ³ 、40mmの場合は165 kg/m ³ を基本とする。	
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディミクスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	・小規模工程※で1工程当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工程1回以上の試験、またはレディミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工程当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工程とは、以下の工程を除く工程とする。（橋台、橋脚、枕類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工程及び特記仕様書で指定された工程）	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ から150m ³ ごとに1回 なお、テストピースの採取は、1回につき6個（σ7…3個、σ28…3個）とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個（σ3）を追加で採取する。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合、必須）	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
	その他		コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112				

誤記修正

誤記修正及び

土木工事共通仕様書の改定に伴う改定

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 箇 所

改定理由

品質管理基準及び規格値

工 程	種 別	試験区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認	
5.	ガス圧接	必須	超音波探傷検査	JIS Z 3062	・各検査ロットごとに30ヶ所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1箇所以下の時はロットを合格とし、2ヶ所以上のときはロットを不合格とする。 ただし、合否判定レベルは基準レベルより-24db感度を高めたレベルとする。	超音波探傷検査は抜取検査を原則とする。 抜取検査の場合は、各ロットの30ヶ所とし、1ロットの大きさは20ヶ所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、以下による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督職員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。		
6.	既製杭工	材料	必須	外観検査（鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）・コンクリート杭・H鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	設計図書による。	○	土木工事共通仕様書の改定に伴う改定
		施工	必須	外観検査（鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む））	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値3mm以下 外径1,016mmを超え2,000mm以下：許容値4mm以下		・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周の差で表し、その差を2mm×π以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。 ・外径1,016mmを超え2,000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周差で表し、その差を4mm×π以下とする。	土木工事共通仕様書の改定に伴う改定
			鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接 浸透探傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。 ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。			土木工事共通仕様書の改定に伴う改定
			鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）・H鋼杭の現場溶接 放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 （20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。）			土木工事共通仕様書の改定に伴う改定
		その他	鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）の現場溶接 超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 （20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。）	中掘り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。		土木工事共通仕様書の改定に伴う改定
			鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）・コンクリート杭（根固め） 水セメント比試験		比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%~70%（中掘り杭工法）、60%（プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。	試料の採取回数是一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		土木工事共通仕様書の改定に伴う改定
			鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）・コンクリート杭（根固め） セメントミルクの圧縮強度試験		セメントミルク工法に用いる根固め液及びくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数是一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm ²	土木工事共通仕様書の改定に伴う改定

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 箇 所

改定理由

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
11 アスファルト舗装	材料	その他	針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○	
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○	
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4			○	
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4			○	
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4			○	
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1			○	
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4			○	
			高温粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-212	舗装施工便覧参照 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4			○	
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-224	舗装施工便覧参照 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4			○	
	タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3	○					
	プラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度			・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日 随時	○
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度				○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内				○
温度測定（アスファルト・骨材・混合物）			温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	設計図書による。	○			

誤記修正

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 箇 所

改定理由

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	
24 覆工コンクリート (NATM)	施 工	必 須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースの採取は、1回につき6個(σ7…3個、σ28…3個)とする。			
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023)または設計図書の規定により行う。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上または構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。			
	そ の 他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。				
		コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回 品質に異常が認められた場合に行う。				
	施 工 後 試 験	必 須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。		
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	トンネルは1打設部分を単位とし、各単位につき3ヵ所の調査を実施する。 また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度が得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないように十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。		

土木工事共通仕様書の改定に伴う改定

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 箇 所

改定理由

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
25 吹付けコンクリート (NATM)	施工	その他	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
26 ロックボルト (NATM)	材料	その他	外観検査 (ロックボルト)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		○
	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108		1) 施工開始前に1回 2) 施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回		
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201		1) 施工開始前に1回 2) 施工中または必要の都度 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回		
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による		掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う(ただし、坑口部では両側壁各1本)。		
27 路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満</p> <p>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3000t未満(コンクリートでは400m³以上、1000m³未満)。</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照表-3.2.9 路上で破砕した路盤再生骨材の目標粒度範囲による。	当初及び材料の変化時		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下			

土木工事共通仕様書の改定に伴う改定

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 箇 所

改定理由

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験 区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認	
28 路上表層再生工	施 工	必 須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	<ul style="list-style-type: none"> 締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。	空隙率による管理でもよい。		
			温度測定	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）		
			かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」	-0.7cm以内	1,000㎡毎			
	材 料	必 須	そ の 他	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
				粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内			
				アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内			
	29 プラント再生舗装工	材 料	必 須	再生骨材 アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧 [2]-16		再生骨材使用量500tごとに1回。		○
再生骨材 旧アスファルト含有量				舗装調査・試験法便覧 [4]-318	3.8%以上			○	
再生骨材 旧アスファルト針入度				マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1/10mm)以上 (25℃)	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○	
再生骨材 洗い試験で失われる量				舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500tごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいとどまるものと、水洗後の75μmふるいとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からとめる。	○	
再生アスファルト混合物				JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○	

土木工事共通仕様書の改定に伴う改定

写真管理基準撮影箇所一覧新旧対比表

改 定 (令和7年度)							現 行 (令和6年度)							改 定 理 由
撮影箇所一覧表 (出来形管理)							撮影箇所一覧表 (出来形管理)							土木工事共通仕様書改訂に伴う改定
区分	番号	工 種	写真管理項目			摘 要	区分	番号	工 種	写真管理項目			摘 要	
			撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件					撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件		
出来形管理写真	基礎工関係	1-1	基礎材・均しコンクリート	幅 厚さ	50m又は1施工箇所に1回 (施工後)	不要	基礎工関係	1-1	基礎材・均しコンクリート	幅 厚さ	50m又は1施工箇所に1回 (施工後)	不要		
		1-2	矢板工〔任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	根入長 変位 数量	50m又は1施工箇所に1回 (打込前後) 50m又は1施工箇所に1回 (打込後)	代表箇所 各1枚		基礎工関係	1-2	矢板工〔任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	根入長 変位 数量	50m又は1施工箇所に1回 (打込前後) 50m又は1施工箇所に1回 (打込後)	代表箇所 各1枚	
	1-3	基礎工護岸(現場打) 笠コンクリート工	幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 (型枠取外し後)	代表箇所 各1枚	基礎工関係	1-3		基礎工護岸(現場打) 笠コンクリート工	幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 (型枠取外し後)	代表箇所 各1枚		
	1-4	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	偏心量 根入長 数量 杭頭処理状況	1施工箇所に1回 (打込後) 1施工箇所に1回 (打込前) 全数量 (打込後) 1施工箇所に1回 (処理前、中、後)	代表箇所 各1枚		基礎工関係	1-4	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	偏心量 根入長 数量 杭頭処理状況	1施工箇所に1回 (打込後) 1施工箇所に1回 (打込前) 全数量 (打込後) 1施工箇所に1回 (処理前、中、後)	代表箇所 各1枚		
	1-5	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	偏心量(鋼管杭・掘 削) 根入長(鋼管杭、ロ ッド) 数量、杭径(ソイル セメント柱径) 杭頭処理状況	1施工箇所に1回 (打込後) 1施工箇所に1回 (打込前) 全数量 杭頭余盛部の撤去前、杭頭処理後 1施工箇所に1回 (処理前、中、後)	代表箇所 各1枚	基礎工関係		1-5	場所打杭工	根入長 偏心量 数量、杭径 杭頭処理状況 鉄筋組立状況	1施工箇所に1回 (施工中) 1施工箇所に1回 (打込後) 全数量 (杭頭余盛部の撤去前、杭頭処理後) 1施工箇所に1回 (処理前、中、後) 1施工箇所に1回 (組立後)	代表箇所 各1枚		
	1-6	場所打杭工	根入長 偏心量 数量、杭径 杭頭処理状況 鉄筋組立状況	1施工箇所に1回 (施工中) 1施工箇所に1回 (打込後) 全数量 (杭頭余盛部の撤去前、杭頭処理後) 1施工箇所に1回 (処理前、中、後) 1施工箇所に1回 (組立後)	代表箇所 各1枚		基礎工関係	1-6	深礎工	根入長 偏心量 数量、基礎径 ライナープレート設 置状況 土質 鉄筋組立状況	全数量 (掘削後) 全数量 (施工後) 1施工箇所に1回 (掘削後) 土質の変わる毎に1回 (掘削中) 全数量 (組立後)	代表箇所 各1枚		
	1-7	深礎工	根入長 偏心量 数量、基礎径 ライナープレート設 置状況 土質 鉄筋組立状況	全数量 (掘削後) 全数量 (施工後) 1施工箇所に1回 (掘削後) 土質の変わる毎に1回 (掘削中) 全数量 (組立後)	代表箇所 各1枚	基礎工関係		1-7	オープンケーソン基礎工	音	1基に1回 (据付後)	全枚数		
	1-8	オープンケーソン基礎工	音	1基に1回 (据付後)	全枚数		基礎工関係	1-8	ニューマチックケーソン基礎工	ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況 載荷状況	1ロットに1回 (設置後及び型枠取外し後)	全枚数		
	1-9	ニューマチックケーソン基礎工	ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況 載荷状況	1ロットに1回 (設置後及び型枠取外し後)	全枚数	基礎工関係		1-9	鋼管矢板基礎工	音 根入長 偏心量 鉄筋組立状況 載荷状況	1基に1回 (据付後) 1基に1回 (設置後) 1基に1回 (載荷時)	全枚数		
	1-10	鋼管矢板基礎工	音 根入長 偏心量 鉄筋組立状況 載荷状況	1基に1回 (据付後) 1基に1回 (設置後) 1基に1回 (載荷時)	全枚数		基礎工関係			封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回 (施工時)			